

公安の維持と 災害対策

第1節 外事情勢と諸対策

第2節 公安情勢と諸対策

第3節 災害等への対処と警備実施

第6章

CHAPTER 6



1 対日有害活動の動向と対策

北朝鮮、中国及びロシアは、様々な形で対日有害活動を行っており、警察では、平素からその動向を注視し、情報収集・分析等を行っている。

(1) 北朝鮮の動向

① 硬軟両様の外交政策から強硬路線へ

北朝鮮は、平成26年に引き続き、27年3月に弾道ミサイルを発射し、さらに同年5月には潜水艦から弾道ミサイルを射出する実験に成功したことを発表するなど、米国及び韓国に向けて軍事力を誇示する動向がみられた。また、同年8月の南北軍事境界線付近で地雷が爆発した事案を契機として南北間の軍事的緊張が高まり、最終的に双方が砲撃し合うという事態にまで発展した。その後、南北間で緊張緩和に向けた合意に至り、同年10月には、北朝鮮は、当該合意内容の一つである離散家族再会事業を実施した。しかし、同年12月に南北間で行われた次官級会合では成果を得られず、北朝鮮は国営メディアを通じて、同会合が「何ら結実なく終わった」と非難した。28年には、北朝鮮は1月に核実験、2月に「人工衛星」と称する長距離弾道ミサイルの発射をそれぞれ強行した。また、これに対する国際連合安全保障理事会決議（以下「国連安保理決議」という。）による制裁措置等や同年3月に開始された米韓合同軍事演習に反発して、各種声明を発出し、繰り返し弾道ミサイルを発射するなど、国際社会への対決姿勢を強めた。



長距離弾道ミサイル発射の状況
(28年2月) (AFP=時事)

中朝関係については、27年10月の「朝鮮労働党創建70周年」記念行事に際して、金正恩朝鮮労働党第一書記（当時）が、中国共産党幹部である劉雲山（リウウンサン）^{キム ジョンスン} 中央政治局常務委員と会談したほか、軍事パレードにおいて外国賓客として唯一同委員を観覧席の金正恩朝鮮労働党第一書記（当時）の隣に招くなど、両者の友好関係を印象付ける動向もうかがわれた。しかし、同年12月には、両者の友好関係を示す動向として注目されていた北朝鮮の牡丹峰楽団による訪中公演が直前で中止され、さらに、28年3月には中国が北朝鮮に対する制裁措置を内容とする国連安保理決議に賛成したことに伴い、中朝関係の先行きは不透明感が増している。

② 権力基盤の盤石化を継続

北朝鮮は、28年5月、36年ぶりとなる朝鮮労働党第7回大会を開催し、今後も核開発と経済建設を同時に行う「並進路線」の堅持等の方針を主張したほか、金正恩氏が朝鮮労働党の最高位となる朝鮮労働党委員長に就任し、最高指導者としての権威向上を企図した。

北朝鮮において、玄永哲（ヒョンヨンセ）^{ヒョンヨンセ} 人民武力部長（当時）を始めとする複数の幹部が粛清されたとする報道にみられるように、金正恩氏が不満分子を排除することにより政権の権力基盤強化を行っている可能性がある。その一方で、「朝鮮労働党創建70周年」記念行事や朝鮮労働党第7回大会等様々な場面において、金正恩氏が「人民愛」を強調する動向もあった。

③ 朝鮮総聯による諸工作

朝鮮総聯は、27年4月、許宗萬（ヒョジョンマン）^{ヒョジョンマン} 朝鮮総聯議長宅等に対する強制捜査に関連し、都内において、「在日本朝鮮人中央緊急集会」を開催するなど、抗議・けん制活動を行った。また、朝鮮学校が高校授業料無償化制度の適用から除外されたことや、朝鮮学校への補助金支給を打ち切る自治体が増加していることを不当であるなどと主張し、各種宣伝活動や自治体等に対する要請行動を行った。

朝鮮総聯中央本部の土地・建物をめぐっては、27年1月、強制競売により所有権を得た香川県の不動産業者から山形県の不動産業者に所有権が移転し、同年6月、同社は、会社分割の方法により新たに設立した会社に、朝鮮総聯中央本部の土地・建物に係るものを含め、関東における不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させた。

(2) 中国の動向

① 中国国内の情勢等

平成27年3月に北京で開催された第12期全国人民代表大会第3回会議において、李克強首相は、政府活動報告を行い、同年の活動について、抗日戦争勝利70周年記念に関する活動、「一带一路」^(注)の建設、「海洋強国」の建設等の推進を強調するとともに、国防政策については、「強固な国防、強大な軍を確立することは国の主権、安全、発展の利益を擁護する上での根本的な保障である」と述べた。さらに、経済政策については、27年の経済成長率目標を26年の7.5%前後から7%前後とし、3年ぶりに前年の経済成長率目標から引き下げることが明らかにした。



五中全会で演説する習総書記
(新華社=共同)

27年10月に開催された中国共産党第18期中央委員会第5回全体会議（五中全会）において採択された、28年からの5年間の国民経済や社会発展の中期目標を定めた「第13次5カ年計画」^{しゅうけんべい}の草案では、「中高速の経済成長の維持」を目標とすることが明記され、習近平総書記は、計画期間中の経済成長率について年平均6.5%以上の成長が必要だと述べた。このほか、「一人っ子政策」を撤廃し、全ての夫婦に第2子の出産を認める方針等が示された。

中国国内では、経済成長の減速や、富裕層と貧困層との格差拡大、党・政府幹部による汚職・腐敗、少数民族問題に加え、環境汚染等の生活に密着する問題に対する国民の不平・不満が高まっているとみられ、特に、上海株式市場の株価急落や経済成長率の低迷等にみられる経済成長の減速は深刻な問題となっている。また、24年の習近平総書記就任以降に進められた反腐败キャンペーンの摘発は、地方政府幹部のほか、閣僚級幹部にまで及んだ。

外交面では、中国は積極的な外交を展開し、27年9月には習近平総書記が訪米して、オバマ大統領と会談し、会談後の記者会見において「中国は米国と共に「新型大国関係」の構築に努め、衝突せず、互いに尊重し合う関係を目指す」などと述べた。また、中台関係については、同年11月、シンガポールにおいて、習近平総書記が台湾の馬英九^{ばえいきゅう}総統と昭和24年の中台分断後初めての中台最高指導者による会談を行った。これは、平成28年1月に台湾総統選挙を控える中、同会談を行うことにより、独立志向が強く、当時、台湾の最大野党であった民進党をけん制したものとみられる。

軍事面では、27年の国防費を8,868億9,800万元（前年比10.1%増加）と公表するなど、5年連続で10%以上の増加を続けており、中国は軍事力の増強を図っている。同年5月に発表した「国防白書」に、中国の国家安全にとっての「外部からの阻害と挑戦」として、「日本の安全保障政策の転換」と「地域外の国の南シナ海への介入」を明記した。同年6月には、同国がスプラトリー諸島（南沙諸島）で進めていた南シナ海の埋立を完了したことを明らかにし、今後は軍事目的を含めた施設を建設することを表明した。さらに、同年9月に「抗日戦争勝利70周年」を記念して行われた軍事パレードにおいて、対艦弾道ミサイル「東風21D」や、中国本土からグアムの米軍基地を狙うことが可能な中距離弾道ミサイル「東風26」が初めて公開され、米国は警戒を強めている。



東風21D (Imaginechina/アフロ)

注：25年9月、習近平総書記がカザフスタンを訪問した際に提唱した、中国と中央アジアを結び欧州に至る「陸上シルクロード」（通称「シルクロード経済ベルト（一帯）」）と、同年10月にインドネシアを訪問した際に提唱した、中国と東南アジア諸国連合（ASEAN）、南アジア、更に中東・アフリカを経て欧州を結ぶ「海上シルクロード」（通称「21世紀海上シルクロード（一路）」）の2つからなる、中国と周辺国家との経済・貿易関係等を拡大・強化する構想のこと。

② 我が国との関係をめぐる動向

24年9月、日本政府が尖閣諸島の一部の島について所有権を取得して以降、尖閣諸島周辺海域で中国公船の出現が常態化するとともに、我が国の領海に侵入する事案が度々発生し、緊迫した事態が続いている。警察では、尖閣諸島周辺海域において、関係機関と連携しつつ、情勢に応じて部隊を編成するなどして、不測の事態に備えている。

また、中国外交部は27年8月に発表された「内閣総理大臣談話」に対して、「日本は侵略戦争の性質と戦争責任について明確に説明し、被害国人民に真摯におわびし、軍国主義の歴史と決別すべきだ」などとする声明を発表した。さらに、同年9月には、天安門広場において、中国建国以来初めて、建国の記念ではなく「抗日戦争勝利」に焦点を当てた形で記念式典及び軍事パレードが開催された。今後も「日本の軍国主義を打倒することで、中国が世界の中で大国となった」という「抗日」の歴史観は、中国共産党による統治の正統性の宣伝や軍の引締め等に利用されるものとみられる。

その一方で、同年4月、習近平総書記が、インドネシアのジャカルタで安倍首相と会談を行うなど、日中関係の改善に向けた動向もみられた。

③ 我が国における諸工作等

中国は、我が国において、先端技術保有企業、防衛関連企業、研究機関等に研究者、技術者、留学生等を派遣するなどして、巧妙かつ多様な手段で各種情報収集活動を行っているほか、政財官学等、各界関係者に対して積極的に働き掛けを行うなどの対日諸工作を行っているものとみられる。警察では、我が国の国益が損なわれることがないように、こうした工作に関する情報収集・分析に努めるとともに、違法行為に対して厳正な取締りを行うこととしている。

(3) ロシアの動向

平成27年中、メドヴェージェフ首相を始めとする閣僚級の要人が相次いで北方領土を訪問したほか、同年9月にモルグロフ外務次官が「我々は日本と北方領土問題についていかなる交渉も行わない」と発言するなど、ロシアは北方領土問題をめぐり強硬な姿勢を示した。一方で、同年6月、ドイツで開催されたG7エルマウ・サミット後に行われた記者会見において、安倍首相は「プーチン大統領との対話をこれからも続けていく」と述べたほか、28年5月にはロシアのソチを訪問してプーチン大統領と会談するなど、日露間の対話は継続している。

また、ウクライナ情勢をめぐって、欧米諸国によるロシアに対する経済制裁及びロシアによる報復としての対抗措置が継続する中、27年9月、ロシアがアサド政権を支援するため内戦下のシリアで空爆を開始したことなどに対し、アサド大統領の退陣を求める米国が強く反発し、双方の対立が一層強まった。

ロシア国内では、欧米諸国による経済制裁や原油価格の下落等により経済状況が悪化したが、プーチン大統領は、同年5月、対ドイツ戦争勝利70周年を記念して行われた式典等で「戦勝国」としてのロシアを強調し、国民の愛国心を高めることなどによって、高い支持率を維持した。

また、同年1月、米国でロシア対外情報庁（SVR）の情報機関員とみられる3人が摘発されるなど、ロシア情報機関は世界各地において依然として活発に活動しており、我が国においても活発に情報収集活動を行っている。警察は、ソ連崩壊以降、これまでに9件の違法行為を摘発しており、今後もロシアの違法な情報収集活動により我が国の国益が損なわれることのないよう、厳正な取締りを行うこととしている。

事例

Case

元陸上自衛隊幹部（64）は、25年5月、ロシアの情報機関員とみられる元在日ロシア連邦大使館付武官（50）から唆され、陸上自衛隊の部内資料を同人に交付した。27年12月、両人らを自衛隊法違反（秘密を守る義務違反教唆等）で検挙した（警視庁）。

2 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出等の取締り

(1) 大量破壊兵器関連物資等の不拡散についての国際的な取組

警察では、大量破壊兵器関連物資等の拡散が国際社会における安全保障上の重大な脅威となっている情勢を踏まえ、これまでに、我が国や各国が主催したPSI^(注) 阻止訓練に都道府県警察のNBCテロ対応専門部隊等を派遣しており、27年11月には、ニュージーランドが主催した訓練「MARU2015」に参加するなど、国際的な取組にも積極的に参加している。

(2) 技術情報等の流出防止

我が国の技術情報とそれにより生産される製品の中には、使用方法によっては軍用途に転用可能なものも多く含まれる。警察では、産学官の連携等による技術情報等の流出防止に向けた取組を行っているほか、平成27年12月までに、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事件を33件検挙しており、過去には、軍用の化学兵器の製造や核・ミサイルの開発に用いられるおそれがある物資の不正輸出事件等を検挙している。これらの事件においては、第三国を経由した迂回輸出の実態や摘発逃れを目的とした輸出名義人の偽装が確認されるなど、犯罪の手口が悪質・巧妙化しており、警察では、国内外の関係機関との緊密な連携等を通じて、違法行為に対する取締りを更に徹底することとしている。

事例 Case

貿易会社役員（75）らは、武器及び大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高いものとして、外為法で輸出が規制されている炭素繊維を、経済産業大臣の許可を受けることなく、22年1月、韓国を経由して中国に輸出した。27年5月、同役員らを外為法違反（無許可輸出）で逮捕した（兵庫）。

(3) 対北朝鮮措置に関係する違法行為の取締り

我が国は、北朝鮮によるミサイル発射及び核実験を受けて、国際連合安全保障理事会決議に基づく措置（武器等の輸出入の禁止、人的往来の禁止等）のほか、我が国独自の措置（北朝鮮籍船舶の入港禁止措置、北朝鮮との間の全ての品目の輸出入禁止等）を実施している。警察では、対北朝鮮措置の実効性を確保するため、対北朝鮮措置に関係する違法行為に対し、徹底した取締りを行っており、平成28年3月までに、36件検挙している。

事例 Case

貿易会社役員（61）らは、18年10月14日から北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入禁止措置がとられていたにもかかわらず、22年9月、北朝鮮を原産地とする生松茸を中国産と偽り、経済産業大臣の承認を受けることなく、中国・吉林及び上海を経由して北朝鮮から輸入した。27年3月、同役員らを外為法違反（無承認輸入）で逮捕した（京都、山口、島根、神奈川）。



注：Proliferation Security Initiative（拡散に対する安全保障構想）の略。国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器関連物資等の拡散を阻止するために、国際法及び各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとり得る移転及び輸送の阻止のための措置を検討・実践する取組のことで、105か国（平成27年12月末日現在）がPSIの基本原則や目的に対する支持を表明している。

1 オウム真理教の動向と対策

(1) オウム真理教の動向

オウム真理教（以下「教団」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫への絶対的帰依を強調する主流派（「Aleph（アレフ）」）と松本の影響力がないかのように装う上祐派（「ひかりの輪」）を中心に活動している。

主流派は、依然として松本を「尊師」と尊称し、同人の「生誕祭」を開催しているほか、肖像写真を拠点施設の祭壇に飾るなど、同人への絶対的帰依を強調する「原点回帰」路線を徹底させている。こうした中、松本の妻が二男の教団復帰を画策し、これに反対する三女が全国の幹部信者に復帰反対を訴えたことに端を発し、内紛が生じている。

一方、上祐派は、同派のウェブサイトにも旧教団時代の反省・総括の概要を掲載して、「松本からの脱却」を強調するなど、松本の影響力がないかのように装って活動しているほか、著名人との対談やマスコミ取材を積極的に受け入れるなどし、「開かれた教団」や組織の刷新のアピールに努め、団体規制法^(注)に基づく観察処分^(注)の適用回避に全力を挙げている。しかし、その実態は依然として、松本及び同人の説く教団の教義を基盤としているものと認められる。

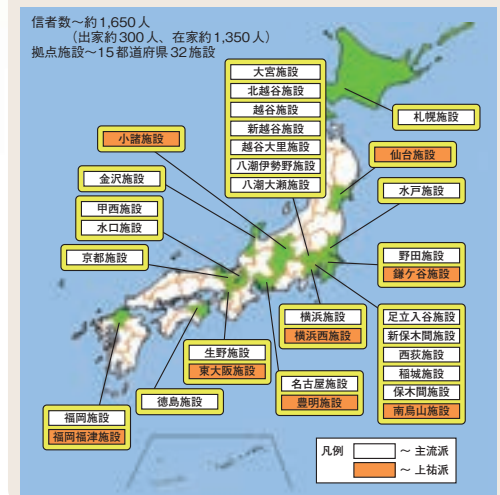
なお、平成27年1月、公安審査委員会は、教団に対し、現在も無差別大量殺人行為に及ぶ危険性があるなどとして、団体規制法に基づき、公安調査庁長官の観察に付する処分の期間を3年間（30年1月末まで）更新する決定を行った。

(2) オウム真理教対策の推進

警察は、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、引き続き、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進しており、平成27年7月、観光庁長官等の登録を受けずに旅行業を営んだとして、旅行業法違反（無登録営業）で上祐派出家信者1人を検挙した（警視庁）。

また、地域住民の平穏な生活を守るため、教団施設周辺の地域住民や関係する地方公共団体からの要望を踏まえるなどして、教団施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を行っているほか、地下鉄サリン事件等教団による一連の凶悪事件に対する記憶の風化を防止するとともに、教団の現状について適切な理解を得るため、各種機会を通じ、教団の現状等について広報活動を行っている。

図表6-1 オウム真理教の拠点施設等
(平成27年12月31日現在)



教団施設周辺における警戒警備活動状況

注：無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律

2 極左暴力集団の動向と対策

(1) 極左暴力集団の動向

暴力革命による共産主義社会の実現を目指している極左暴力集団は、平成27年中も、組織の維持・拡大をもくろみ、暴力性・党派性を隠して大衆運動や労働運動に取り組んだ。

革マル派^(注1)は、安倍政権が進める諸施策を批判し、「政権打倒」を主張して、独自の抗議行動に取り組んだ。また、平和安全法制をめぐる抗議行動、反戦・反基地、反原発等を訴える集会やデモ等に参加し、革マル派の



「6・15国会包囲デモ」(6月、東京)

主張を掲載したビラの配布や、団体旗等の掲出により、自派の存在を誇示するとともに、同調者の獲得を図った。一方、革マル派が相当浸透しているとみられる全日本鉄道労働組合総連合会(JR総連)及び東日本旅客鉄道労働組合(JR東労組)は、同派創設時の副議長であった故松崎明元JR東労組会長の「業績を後世に伝えるため」などとして、全8巻からなる著作集の刊行を開始した。

中核派(党中央)^(注2)は、労働運動を通じて組織拡大を図る「階級的労働運動路線」を堅持し、同派が主導する国鉄動力車労働組合(動労)の傘下に労働組合を新たに3県において結成した。また、中核派(党中央)が組織する「すべての原発いまずぐなくそう!全国会議」(な全)は、全国各地で集会、デモ等に取り組んで同調者の獲得を図った。このほか、中核派系の全日本学生自治会総連合(全学連)等は、平和安全法制関連二法の国会審議を捉え、「国会包囲大闘争」等と称し、都内で集会、デモ等に取り組んだ。一方、19年11月に党中央と分裂した関西地方委員会(関西反中央派)は、反戦・反基地、反原発等を訴える集会やデモ等に参加し、同調者の獲得を図った。

革労協主流派^(注3)は、成田闘争を重点に取り組んだ。一方、革労協反主流派^(注4)は、反戦・反基地闘争に取り組み、27年4月には、米陸軍キャンプ座間に向けて飛翔弾を発射する事件を引き起こした。

(2) 極左暴力集団対策の推進

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査及び非公然アジト発見に向けたマンション、アパート等に対するローラーを推進するとともに、これらの活動に対する理解と協力を得るため、ポスター等の各種広報媒体を活用した広報活動を推進している。

また、平成27年9月、中核派系全学連活動家を監禁し、傷害を負わせたとして、同派系全学連活動家4人を監禁致傷罪で逮捕するとともに、関係箇所を捜索するなど、27年中には極左暴力集団の活動家ら28人を検挙した。



捜査への協力を呼び掛ける
広報用ポスター

注1：正式名称を日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派という。

2：正式名称を革命的共産主義者同盟全国委員会という。

3：正式名称を革命的労働者協会(社会党社青同解放派)という。

4：正式名称を革命的労働者協会(解放派)という。

3 右翼等の動向と対策

(1) 右翼の動向

① 批判活動の展開

右翼は、平成27年中、領土問題、歴史認識問題等を捉え、活発な街頭宣伝活動等に取り組んだ。

中国をめぐるっては、同年10月、いわゆる南京事件に関する文書がユネスコ記憶遺産^(注1)に登録されたことや、中国公船が尖閣諸島周辺の領海に繰り返し侵入していることを捉えた活動を行った。北朝鮮をめぐるっては、拉致問題、とりわけ拉致被害者等の再調査に対する北朝鮮の消極的な姿勢を捉えた活動を行った。韓国をめぐるっては、同年7月、「明治日本の産業革命遺産」の世界文化遺産登録に係る審議において、朝鮮人の強制徴用に関する施設があるなどと韓国が主張したことや竹島問題等を捉えた活動を、ロシアをめぐるっては、北方領土問題等を捉えた活動をそれぞれ行った。右翼は、これらの活動により、関係国、日本政府等を批判した。

右翼が上記の街頭宣伝活動等に動員した団体数、人数及び街頭宣伝車数は、図表6-2のとおりである。



右翼の街頭宣伝活動（12月、東京）

図表6-2 右翼による街頭宣伝活動等に伴う動員数（平成27年）

	動員団体数（団体）	動員人数（人）	動員街頭宣伝車数（台）
政府批判	約 1,130	約 2,700	約 710
中国関連	約 940	約 2,540	約 770
北朝鮮関連	約 480	約 1,060	約 430
韓国関連	約 1,540	約 4,130	約 1,430
ロシア関連	北方領土の日（2月7日）	約 180	約 450
	「反ロデー」（8月9日）	約 300	約 1,220

注：数値は延べ数（12月31日現在）

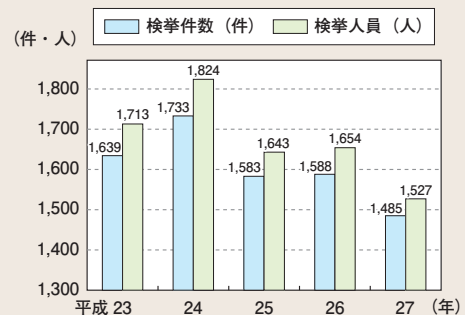
② 右翼関係事件の状況

27年中、「テロ、ゲリラ」事件の発生はみられなかった。

近年の右翼による違法行為の検挙状況の推移は、図表6-3のとおりである。

このうち、右翼運動に伴う事件^(注2)の検挙状況、右翼による恐喝事件や詐欺事件等の資金獲得を目的とした事件の検挙状況並びに右翼及びその周辺者からの銃器押収状況は図表6-4のとおりである。

図表6-3 右翼関係事件の検挙状況の推移（平成23～27年）



図表6-4 右翼運動に伴う事件の検挙状況等（平成27年）

右翼運動に伴う事件の検挙状況	検挙件数（件）	86	（全右翼関係事件検挙件数に占める割合 5.8%）
	検挙人員（人）	117	（全右翼関係事件検挙人員に占める割合 7.7%）
資金獲得を目的とした事件の検挙状況	検挙件数（件）	168	（全右翼関係事件検挙件数に占める割合 30.9%（道路交通法を除く））
	検挙人員（人）	180	（全右翼関係事件検挙人員に占める割合 30.7%（道路交通法を除く））
右翼及びその周辺者からの銃器押収状況	過去5年間の押収（丁）	30	（暴力団と関係を有する者からの押収 12丁）

注1：手書き原稿、書籍、ポスター、図画、地図、音楽、写真、映画等の記録遺産を対象として、世界的重要性を有する物件をユネスコ（国連教育科学文化機関）が認定・登録する事業

2：右翼が街頭宣伝活動、抗議活動等を行う過程で引き起こした事件

(2) 右翼対策の推進

① テロ等重大事件の未然防止に向けた違法行為の検挙

警察では、右翼によるテロ等重大事件の未然防止を図るため、銃器犯罪や資金獲得を目的とした犯罪を中心に、様々な法令を適用して違法行為の徹底検挙に努めている。



街頭宣伝活動に対する取締り状況

事例

Case

政治団体幹部（64）は、平成27年1月から同年7月にかけて、業として借受人2人に金銭の貸付けを行うに当たり、貸付金を振込入金する際に貸付名目額から利息を天引きする方法により、法定利息を上回る利息を受領した。27年9月、出資法違反で同人を検挙した（兵庫）。

② 街頭宣伝車対策の推進

警察では、右翼が街頭宣伝車を用いて行う活動のうち、国民の平穏な生活に影響を及ぼす悪質なものについては、様々な法令を適用して徹底した取締りに努めている。

図表6-5 街頭宣伝活動に対する取締り状況（平成27年）

	件数（件）	人員（人）
静穏保持法（注）違反による検挙	0	0
暴騒音条例違反による検挙	0	0
暴騒音条例に基づく停止・中止命令	76	/
暴騒音条例に基づく勧告	278	
暴騒音条例に基づく立入	8	
名誉毀損、威力業務妨害等による検挙	26	

注：国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律

(3) 右派系市民グループをめぐる情勢と警察の対応

平成27年中、在特会（注）を始め、極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループは、韓国や北朝鮮との問題等を捉えたデモや街頭宣伝活動等に各地で取り組み、全国におけるデモは約70件に及んだ。

また、右派系市民グループの活動に対して抗議する勢力（以下「反対勢力」という。）が、一部の参加者による過激な言動について、「ヘイトスピーチ」とであると批判するなどして、抗議行動に取り組んだ。

このような情勢の下、28年6月、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が許されないことを宣言し、その解消に向けた取組の基本理念を定めることなどを内容とする本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律が施行されるなど、ヘイトスピーチに対する社会の関心が一層高まっている。

警察は、引き続き、右派系市民グループと反対勢力とのトラブルに起因する違法行為の未然防止の観点から、厳正公平な立場で必要な警備措置を講じ、違法行為を認知した場合には、法と証拠に基づき厳正に対処するとともに、警察職員に対する必要な教育を推進することとしている。



右派系市民グループのデモ（12月、東京）

事例

Case

右派系市民グループの男（52）は、26年9月、都内の路上においてデモ行進中、デモに反対する男性を金属製の棒で突くなどした。27年5月、同人を暴行罪で逮捕した（警視庁）。

注：在日特権を許さない市民の会

4 日本共産党等の動向

(1) 日本共産党の動向

① 第18回統一地方選挙の結果

日本共産党は、平成27年4月の第18回統一地方選挙では、特に「7つの県議空白県」（栃木、神奈川、静岡、愛知、三重、滋賀及び福岡）での議席獲得を重視して選挙活動に取り組んだ結果、41道府県議会議員選挙で111議席を獲得し、前回獲得した80議席から大幅に議席を伸ばした。この結果、今回改選がなかった都県を含めて、結党以来初めて全ての都道府県議会で議席を確保した。日本共産党は同選挙について、「一昨年（25年）の都議選・参院選、昨年（26年）の総選挙に続く、重要な躍進」などと評価する一方、「後継候補者を擁立できず、みすみす議席を後退させた選挙区も少なくありません」などと問題点を指摘した上で、「わが党が克服すべき最大の問題が、党の自力の弱点にある」と総括した。

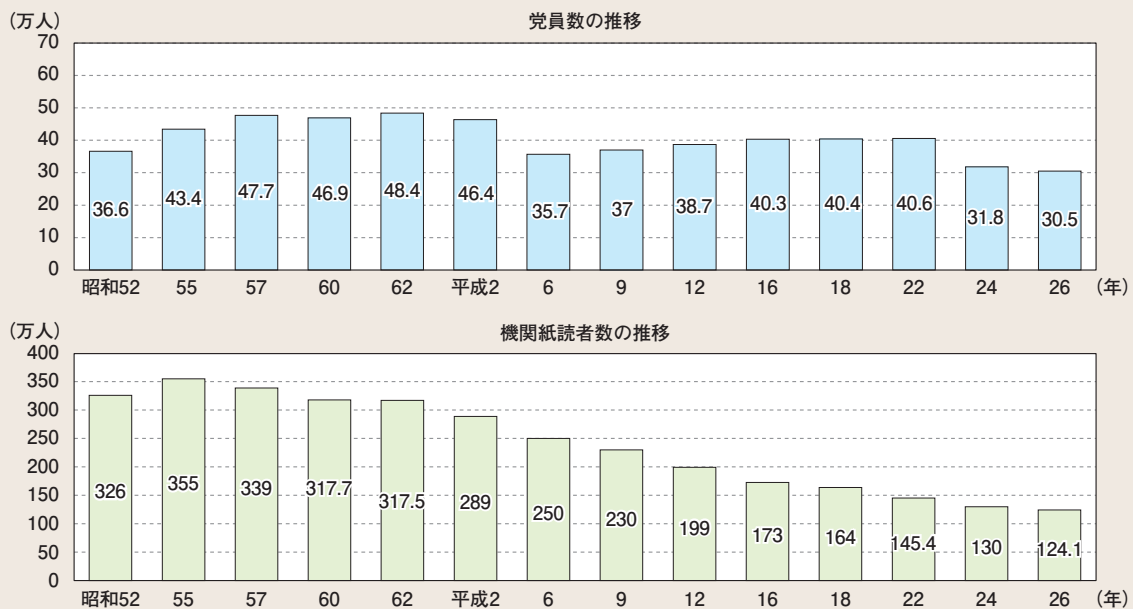
② 「国民連合政府」構想の提唱

日本共産党は、27年9月に第4回中央委員会総会を開催し、「『戦争法（安保法制）廃止の国民連合政府』の実現をよびかけます」と題して、「戦争法廃止、安倍内閣打倒のたたかいをさらに発展させる」こと、「戦争法廃止で一致する政党・団体・個人が共同して国民連合政府をつくること及び『国民連合政府樹立で一致する野党が、国政選挙で選挙協力をおこなう』ことの3点を柱とした『国民連合政府』構想を提唱した。

③ 「戦争法案阻止・党勢拡大大運動」の取組

日本共産党は、27年6月の幹部会で提起した「戦争法案阻止・党勢拡大大運動」に取り組んだ結果、同年9月末までに5,051人の新入党员と1万3,054人の「しんぶん赤旗」読者を獲得したと公表した。

図表6-6 日本共産党の党员数と機関紙読者数の推移



(2) 日本民主青年同盟の動向

日本民主青年同盟は、平成27年11月、静岡県内で第39回全国大会を開催し、26年11月の第38回全国大会後の1年間で865人の同盟員と710人の機関紙読者を獲得したと公表した。

第39回全国大会には、日本共産党から山下芳生書記局長（当時）が出席して挨拶し、「『戦争法廃止の国民連合政府』の実現にむけて、ともに大きな運動をすすめよう」と呼び掛けた。

5 大衆運動の動向

警察は、公共の安全と秩序の維持に当たるといふ警察の責務を遂行するため、大衆運動に伴う違法行為や事故を未然に防止するために必要な警備措置を講ずるとともに、違法行為が発生した際には、捜査等の必要な措置を講ずることとしている。

(1) 平和安全法制をめぐる動向

平和安全法制をめぐり、平成27年5月中旬から国会議事堂周辺等において、断続的に抗議行動が行われた。参議院での採決前の同年8月30日には、国会議事堂周辺等における抗議行動に約12万人（主催者発表）が参加した。

(2) 反戦・反基地運動

沖縄県の普天間飛行場の名護市辺野古への移設をめぐり、移設計画の撤回や工事中止等を訴え、キャンプ・シュワブゲート前等で抗議行動が行われた。平成27年5月17日に那覇市内で開催された集会には、約3万5,000人（主催者発表）が参加したほか、都内では国会議事堂周辺等において抗議行動が行われた。

(3) 原子力政策をめぐる動向

原子力発電所の再稼働等を捉え、毎週金曜日の首相官邸前における抗議行動を始め、全国各地で反対集会、デモ等が行われた。とりわけ、国内全ての原子力発電所の運転が停止する中、平成27年8月に川内原子力発電所が再稼働した際には、川内原子力発電所の正門前等で集会、デモが行われ、同年8月9日の集会等には、約2,000人（主催者発表）が参加した。

(4) 国際会議等を捉えた反グローバリズム等の社会運動

平成27年6月開催のG7エルマウ・サミット（ドイツ）では、エルマウ周辺でG7に反対する活動家ら約3,600人がデモを行い、一部の活動家が警察部隊と衝突した。ミュンヘンでは、約3万4,000人がデモに取り組んだ。サミット期間中、一時拘束を含め70人以上が逮捕された。



ドイツ・エルマウでの抗議（6月）
（EPA=時事）

(5) 我が国の捕鯨を取り巻く国内外の動向

過激な環境保護団体「シー・シェパード（Sea Shepherd）」は、和歌山県太地町において、イルカ漁に対する抗議活動を行った。警察では、警戒活動を推進し、法務省入国管理局等と連携して水際対策を強化しており、平成27年中、シー・シェパード関係者7人が上陸拒否された。

また、シー・シェパードは、我が国が行う南極海における鯨類科学調査に対し、過激な妨害活動に取り組んできたが、27年2月から3月にかけて行われた科学調査に対しては、我が国が目視による調査のみとし、捕獲を中止していたことから、妨害活動は行われなかった。同年12月に実施された捕獲を伴う新たな科学調査に対しては、抗議船を南極海に派遣したが、調査船団を発見できず、結果として妨害活動は行われなかった。



活動家に職務質問する警察官

(6) 雇用問題を捉えた運動

全国労働組合総連合（全労連）は、労働者派遣法や労働基準法等の改正に反対する運動に取り組み、平成27年5月の第86回中央メーデーで「時給1,000円以上、全国一律最賃制の実現」、「安倍「暴走」政治ストップ」等のスローガンを掲げて集会及びデモを行った。

第3節

災害等への対処と 警備実施

1 自然災害等への対処

(1) 自然災害の発生状況と警察活動

平成27年中は、地震、大雨、台風及び強風により、死者・行方不明者14人、負傷者467人等の被害が発生した。23年から27年にかけての自然災害による主な被害状況は、図表6-7のとおりである。

図表6-7 自然災害による主な被害状況の推移（平成23～27年）

区分	年次	23	24	25	26	27
死者・行方不明者（人）		18,604	50	75	165	14
負傷者（人）		7,117	937	666	621	467
全壊又は半壊した住家（戸）		406,693	3,050	1,758	1,152	6,416
流失した住家（戸）		7	5	1	0	0
浸水した住家（戸）		64,358	34,493	36,563	25,675	17,091
損壊した道路（箇所）		7,666	2,419	2,918	2,690	1,123
崩れた山崖（箇所）		2,743	2,665	2,484	2,362	789

27年中は、27個の台風が発生し、うち4個が日本に上陸した。同年9月9日から11日にかけて、台風及び前線の影響により、関東地方と東北地方で記録的な大雨となった（「平成27年9月関東・東北豪雨」）。また、同年5月には口永良部島が噴火し、全島民に避難指示が出された。

① 平成27年9月関東・東北豪雨

27年9月9日から11日にかけて、台風及び前線の影響により、関東地方と東北地方で記録的な大雨となった。特に、10日から11日にかけて、栃木県、茨城県及び宮城県に大雨特別警報が発表され、茨城県において鬼怒川の堤防が決壊するなどして、死者8人、負傷者77人等の被害が発生した。

警察では、13都県警察から広域緊急援助隊を中心とする警察災害派遣隊延べ約3,000人を茨城県警察へ派遣したほか、警察用航空機（ヘリコプター）延べ36機を茨城県警察及び宮城県警察へ派遣し、被害情報の収集、被災者の救出救助等を実施した。

これらの活動により、警察では、茨城県、宮城県及び栃木県において、600人以上を救助した。



ボートによる救出救助活動（茨城県）



家屋2階からの救出救助活動（宮城県）

② 口永良部島の噴火

27年5月29日午前9時59分、鹿児島県の口永良部島が噴火し、噴火警戒レベル^(注1)がレベル3（入山規制）からレベル5（避難）に引き上げられ、全島民に島外への避難指示が出され、負傷者1人の被害が発生した。

鹿児島県警察では、警察用航空機等の活用による被害情報の収集、住民の避難誘導、避難区域の残留者確認、避難所における相談対応等の活動を実施した。



避難所での相談対応（鹿児島県）

コラム 東日本大震災への対応^(注2)

東日本大震災による被害は、死者1万5,894人、行方不明者2,558人等に上っている。

これまでに、岩手県警察、宮城県警察及び福島県警察に対し、全国から延べ約134万人の警察職員を派遣するとともに、震災から5年が経過した現在も、仮設住宅での防犯活動、行方不明者の捜索活動、避難指示区域等における警戒警ら等を継続して行っている。



行方不明者の捜索状況（福島県）

(2) 大規模災害への備え

① 危機管理体制の再構築

警察では、東日本大震災における反省・教訓を踏まえ、災害に係る危機管理体制を再構築するため、組織横断的な取組を行っている。

各都道府県警察においては、災害対処能力の向上や初動態勢の確立のための取組を計画的に進めているほか、南海トラフ地震、首都直下地震等の被害想定や局地的な豪雨による土砂災害等最近における災害の特徴を踏まえつつ、各都道府県の地理的特性に応じた災害対策を推進している。

また、災害対処能力の向上を図るため、初動対処や救出救助訓練、都道府県警察間での合同訓練等を実施しているほか、各種装備資機材の整備を進めている。

② 災害警備訓練施設の運用

警察庁では、大規模な地震や大雨等による土砂災害等、我が国における災害の特性を踏まえ、より災害現場に即した環境で体系的・段階的な救出救助訓練を実施するための災害警備訓練施設を整備し、平成28年度から運用を開始した。

③ 今後の災害対策の見直し

警察では、今後発生が懸念される南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害における措置について、政府における各種計画の策定・見直し等を踏まえ、引き続き、部隊派遣計画等の具体的な検討を進めている。



広域緊急援助隊合同訓練（香川県）



災害警備訓練施設における訓練

注1：火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等がとるべき対応を5段階に区分して発表する指標

注2：数値はいずれも平成28年5月10日現在のもの

2 警備実施

(1) 警衛・警護警備

① 警衛警備

警察では、皇室と国民との間の親和に配慮した警衛警備を実施し、御身の安全確保と歓送迎者の雑踏等による事故の防止を図っている。

平成27年中の国内での主な行幸啓は図表6-8、行啓は図表6-9のとおりである。海外へは、同年4月に天皇皇后両陛下が戦没者の慰霊及び国際親善のためパラオ国を御訪問になったほか、同年7月に皇太子同妃両殿下が国王陛下戴冠式御参列のためトンガ国を御訪問になるなど、皇族方が合計8回御訪問等になった。



第35回全国豊かな海づくり大会御臨席に伴う警衛警備
(10月、富山)

図表6-8 主な行幸啓 (平成27年)

天皇皇后両陛下

1月	阪神・淡路大震災20年追悼式典御臨席(兵庫)
3月	第3回国連防災世界会議御臨席(宮城)
5月	第66回全国植樹祭御臨場(石川)
7月	国際第四紀学連合会第19回大会御臨席(愛知)
9月	第70回国民体育大会御臨場(和歌山)
10月	平成27年9月関東・東北豪雨による被災地御見舞(茨城)
	太陽の家創立50周年記念式典御臨席(大分)
	第35回全国豊かな海づくり大会御臨席(富山)

図表6-9 主な行啓 (平成27年)

皇太子同妃両殿下

10月	第30回国民文化祭・かごしま2015御臨場(鹿児島)
皇太子殿下	
4月	第29回日本医学会総会2015関西開会式御臨席(京都)
5月	第26回全国「みどりの愛護」のつどい御臨席(宮崎)
7月	平成27年度全国高等学校総合体育大会御臨場(和歌山)
8月	第23回世界スカウトジャンボリー御臨場(山口)
10月	第39回全国育樹祭御臨場(岐阜)
	第15回全国障害者スポーツ大会御臨場(和歌山)
11月	第18回全国農業担い手サミットinみやざき御臨席(宮崎)
	第5回世界工学会議開会式御臨席(京都)

② 警護警備

警察では、テロ等違法事案の発生が懸念される厳しい警護情勢の下、的確な警護警備に向けた取組を推進して要人の身の安全を確保している。

27年中の首相の海外訪問は図表6-10、主な外国要人の来日は図表6-11のとおりである。



チョン・ベトナム共産党中央執行委員会書記長来日に伴う警護警備
(9月)(AFP=時事)

図表6-10 首相の主な海外訪問 (平成27年)

1月	中東(エジプト、ヨルダン、イスラエル、パレスチナ)
3月	シンガポール
4月	インドネシア(アジア・アフリカ会議)、米国
6月	ウクライナ、ドイツ(G7サミット)
9月	米国(国連総会)、ジャマイカ
10月	モンゴル、中央アジア(トルクメニスタン、タジキスタン、ウズベキスタン、キルギス、カザフスタン)
11月	韓国(日中韓サミット)、トルコ(G20)、フィリピン(APEC)、マレーシア(ASEAN)、フランス(COP21)
12月	ルクセンブルク、インド

図表6-11 主な外国要人の来日 (平成27年)

2月	タミーム・カタール首長
3月	トンシン・ラオス首相
	メルケル・ドイツ首相
	ジョコ・インドネシア大統領夫妻
	コエーリョ・ポルトガル首相
5月	ナジブ・マレーシア首相夫妻
6月	アキノ・フィリピン大統領
8月	レンツィ・イタリア首相夫妻
9月	ムセベニ・ウガンダ大統領夫妻
	チョン・ベトナム共産党中央執行委員会書記長
10月	ウィクラマシンハ・スリランカ首相夫妻
	オニール・バプアニューギニア首相夫妻

(2) 機動隊の活動

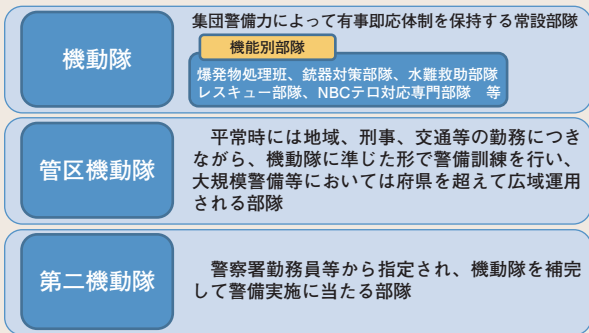
都道府県警察には、集団警備力によって有事即応体制を保持する常設部隊として機動隊が設置されているほか、管区機動隊、第二機動隊等が設置されている。

また、各種警察事案に対応できるよう、爆発物処理班や水難救助部隊、銃器対策部隊等の機能別部隊が編成されており、その専門能力をいかした人命救助活動や捜査活動等に従事している。

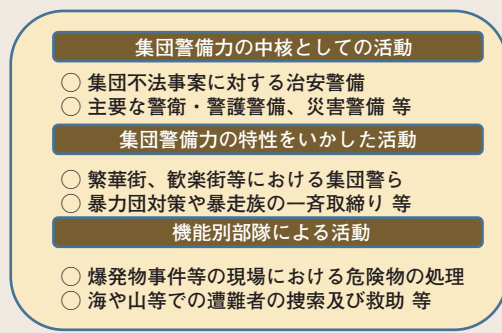


機動隊の訓練

図表6-12 機動隊の概要



図表6-13 機動隊の活動



(3) 雑踏警備

祭礼等の行事に際して多数の人が集まることにより事故が発生するおそれがある場合には、雑踏事故の未然防止を図るため、警察ではあらかじめ行事の主催者や施設の管理者に対して必要な安全対策をとるよう要請しているほか、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、所要の体制を確立し雑踏警備を行っている。

また、平成13年7月に兵庫県明石市で発生した雑踏事故の教訓を踏まえ、雑踏事故防止のための遵守すべき基本的事項の再徹底や体制の確立に努めている。

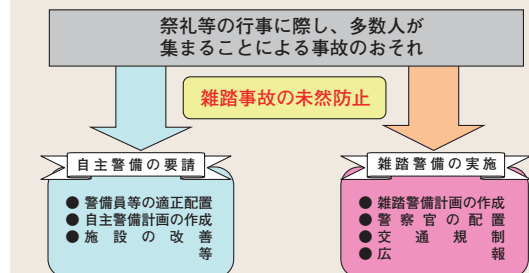


雑踏警備の状況

図表6-14 雑踏警備に従事した警察官数の推移 (平成23~27年)

年次	23	24	25	26	27
出動警察官 (千人)	447	488	511	497	492

図表6-15 雑踏警備の流れ



警察活動の最前線



ゆっぴー

災害救助と機動隊の絆

熊本県警察本部警備部機動隊第1小隊

出田 諒 巡查長

私は、機動隊のレンジャー隊員として、災害や遭難現場での捜索・救助、爆発物の処理を要する事案や立てこもり事案への対処など、様々な現場での活動を使命とし、充実した日々を送っています。

当隊では、普段からあらゆる現場を想定した実戦的訓練を積み重ね、現場対応能力の向上に努めています。当然、訓練は厳しいですが、「流した汗は裏切らない」を合い言葉に全員が励まし合いながら訓練に取り組んでおり、困難な現場で任務を完遂したときには、何ものにも代え難い達成感を味わうことができます。

これまで経験した現場のうち、最もそれを感じたのは山岳での行方不明者捜索でした。極寒の中、一步足を踏み外せば滑落の危険がある険しい山道からロープを使って崖を降下しながら捜索していたところ、約100メートル崖下に行方不明者を発見したのです。地理的条件からヘリは使えず、要救助者を背負って下山しなければならないなど困難を極めました。捜索に当たっていた隊員全員が仲間を信じ、一致団結して「要救助者を必ず救助する」という強い信念を持って活動し、任務を完遂しました。

このような現場を乗り越えられたのは、普段の厳しい訓練で培った隊員同士の強い信頼関係があったからこそだと思います。この深い絆で結ばれた仲間がいる機動隊で勤務できることを誇りに思うとともに、今後も県民の安全安心のために頑張っていきたいと考えています。



那須御用邸警察犬担当者として



五三の桐

皇宮警察本部警備部警備第二課

那須御用邸皇宮護衛官派出所

高田 健 皇宮巡查

「皇宮警察で警察犬業務に携わりたい」そんな思いを胸に平成24年春、皇宮護衛官を拝命しました。3年後、警視庁警察犬訓練所における集中研修を経て、栃木県・那須御用邸の警察犬担当者となりました。

那須御用邸は、皇居の約6倍という広大な面積を有し、その大部分が森林等に覆われていることから、管内の警戒には、人の目だけでなく、人の数千倍という鋭い嗅覚を持った警察犬を伴っての警らが非常に重要となっています。また、警察犬は侵入者を発見した際には溢れる闘争心で犯人を追い詰め、逃走・反撃を諦めさせる力を持っています。こうした警察犬の優れた能力を最大限に発揮させるためにも日夜訓練に励んでいます。

着任して半年後、私は新たに配置されたトーマス号の担当となりました。毎日、厳しくかつ優しく接しながらも、訓練は困難の連続です。何を考えているのか、何を求めているのか、あらゆる情報はトーマス号の表情と態度から感じ取るしかなく、ある意味では、対人関係以上にコミュニケーション能力が重要になってきます。この訓練次第で、トーマス号がどのような能力をいかした警察犬に成長するかが決まります。トーマス号の一生を左右する大きな責任感とやりがいを感じながら、日々業務に励んでいます。



トーマス号と本人